

○国立大学法人東京工業大学における国家公務員共済組合法の適用を受ける
職員の取扱い

〔平成 21 年 3 月 19 日〕
〔支 部 長 裁 定〕

国立大学法人東京工業大学における国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）の適用を受ける職員は、次に掲げる者とする。

- 1 国立大学法人東京工業大学職員就業規則（平成 16 年規則第 10 号）の適用を受ける者（国立大学法人東京工業大学職員の期間雇用に関する規則（平成 16 年規則第 70 号）の規定により期間を定めて雇用された者を除く。）
- 2 国立大学法人東京工業大学特定有期雇用職員就業規則（平成 21 年規則第 2 号）の適用を受ける者であって、1 週間の所定の勤務時間が 38 時間 45 分と定められ、かつ、賃金が月給又は年俸制とされた者
- 3 国立大学法人東京工業大学短時間勤務職員就業規則（平成 21 年規則第 3 号）の適用を受ける者であって、同規則附則第 2 項及び第 3 項の規定により 1 週間の所定の勤務時間が 38 時間 45 分と定められ、かつ、賃金が年俸制とされた者

附 則

この取扱いは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。